

福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例 概要

制定の趣旨

再生利用を目的として回収された金属スクラップ等（以下「特定再生資源物」という。）の屋外保管については、法令による規制対象外であり、火災や高積みに伴う崩落の危険性があるほか、保管及び保管に伴う作業時における騒音・振動の発生など、地域住民の生活環境の保全に支障が生じる場合があります。

このため、特定再生資源物の屋外保管に関し必要な規制を行うことにより、県民生活の安全を確保するとともに、生活環境を保全するため、新たな条例を制定します。

屋外保管基準

【第6条】

- ・外部から保管の状況が確認できる囲いが設けられていること*
 - ・特定再生資源物の屋外保管に関し必要な事項が表示された掲示板を設けること*
 - ・特定再生資源物の高さが施行規則で定める高さを超えないようにすること
 - ・汚水や油分が流出するおそれがあるときは床面を不浸透性の材料で覆うほか、油水分離装置及び排水溝等を設けること
 - ・騒音や振動により生活環境の保全に支障が生じないようにすること
 - ・火災の発生や延焼を防ぐため特定再生資源物と他の物と区分して保管すること など
- * 許可施設以外には適用しない

許可制度

敷地面積100㎡を超える特定再生資源物の屋外保管事業場が対象

手続きの流れ

住民に対する周知 【第7条】

許可申請 【第7条】

知事による許可 【第8条】

使用前の検査 【第8条】

許可の更新 【第9条】

【申請事項】

- ・申請者
- ・屋外保管事業場の設置の場所、面積、保管する特定再生資源物、保管量、保管の高さ
- ・災害防止、環境保全の計画 など

【許可基準】

- ・屋外保管の基準に適合していること
- ・欠格事由に該当しないこと

使用前に県の検査を受ける必要がある

申請時の計画に適合していると認められた後でなければ、屋外保管事業場の使用はできない

特定再生資源物の屋外保管事業場の設置の許可は、5年ごとに更新を受けなければならない

行政処分

【第12～13条、第22条】

停止命令

- ・無許可設置
- ・屋外保管基準不適合
- ・事故発生時 など

措置命令

許可取消

- ・欠格事由該当
- ・命令違反
- ・許可の不正取得 など

罰則

【第29～32条】

2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- ・無許可設置
- ・停止命令、措置命令違反など

6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ・県の検査を受けずに屋外保管事業場を使用
- ・事故発生時の措置命令違反

30万円以下の罰金

- ・その他の違反

施行期日等

【施行期日】 令和7年1月1日

【経過措置】 条例施行時に特定再生資源物の屋外保管事業場を設置している者は、条例施行から1年以内は本条例の許可を受けずに事業を継続でき、また、その間の届出により施行日において許可を受けたものとみなす。